議案第24号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月28日提出

上越市長 村山秀幸

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和46年上越市条例第 111号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通 勤による災害に係る補償について適用する。